

たごうら児童クラブ『いじめ防止・対策マニュアル』

たごうら児童クラブは、いかなる場合のいじめ行為も黙認することはない。すべての児童の健全な成長と自立を支援し、安全で安心できる居場所を保障するため最善の努力をする。

1、いじめとは …人として絶対にしてはいけない暴力行為です

<文科省定義：見直し案>

- ・当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2、いじめ行為の例

- ・身体的または言葉による排斥や隔離・虐待
- ・身体的暴力【殴る・蹴る・押し倒す等】
- ・心理的暴力
 - 【人の物を盗む,隠す,傷つける・馬鹿にする・誹謗中傷・落書き・悪い噂を流す・性的いやがらせ・金銭をゆする・無視する・人の失敗や身体的特徴をあざける,からかう・無理強いして嫌がることをさせる等】
- ・計画的、または衝動的
- ・標的が常に分離化、特定化される
- ・一人で行う、または集団で行う場合がある
- ・集団で行う場合、顔ぶれと人数が同じ時（固定集団）もあれば、増えたり減ったり参加型の時（非固定集団）もある
- ・反復継続されたり、暴力が多様化し、エスカレートしていくこともある
- ・集団からの孤立に対する不安や恐れから、孤独を嫌い、何かの集団に帰属していることで自分は一人ではないという確認を常にしたいために、理由もなく、集団的継続的いじめ行為が起きることがある

3、いじめを受けると児童にどんな症状が現れるか？

- ・ 恐れ、不安、当惑、怒り、不当な扱いを受けたと感じる
 - ・ 誰かを恨んだり呪う気持ちが出てくる
 - ・ 学習活動、睡眠、集中力に障害をきたすことがある
 - ・ 友人関係、家族関係に障害をきたすことがある
 - ・ 困惑し、冷静な判断が出来ず、どうしたらいいのか判らなくなる
 - ・ 自信がなくなり、消極的になる
 - ・ 無力感を味わい、無気力、無感動になる
 - ・ 生きるのが苦しくて、死を考えるようになる
- (私なんかいなくなればいい、僕なんか生きていてもしょうがない)
- ・ 弱いことは悪いこと、恥ずかしいことと考える
 - ・ 自分がすべて悪いのだと思い込む
 - ・ 自分がいなくなれば、すべてうまくいくと信じてしまう

4、いじめを防止するために

私たちクラブは、いじめ行為に気づかないまま、悪化させることのないよう、これを明らかにし、また、防止に向けて注意を払い、努力を怠らない。

(1) 指導員は：

- ・ クラブのスローガンを率先して実行すること

☆じぶんの きもちを ことばで つたえる

☆あいての きもちを ことば できく

☆ぼうりょくでは つたえない

- ・ 児童に対し基本的モラルを教え、問題解決へのヒントや選択肢を与える
- ・ 心に痛みを持つ児童や、いじめ行動の兆候等に、注意深く目を配る
- ・ 疑わしい兆候に気づいたとき、主任または副主任に報告する。その後は、定められた手順に従って対応を始める
- ・ いじめを受けた児童を支援する
- ・ いじめ行動をした児童に支援、指導をする

(2) 児童は：

- ・ いかなるいじめ行為にも加わらない
- ・ もしいじめを目撃したときは
 - ① 可能であれば、いじめ行為を防ぐために何かできることをする
 - ② 指導員に報告する
- ・ もし、いじめを受けている児童が自ら声を出す勇気がある場合には、
指導員あるいは他の大人に、いじめを受けたことを報告する
(それによって、自分の受けた苦痛を和らげることができるだけでなく、まだ
いじめを受けていない新たなもう一人の友達をも助けることになる)

5、問題行動への対応

(1) 報告すべき問題行動

- ・ ある児童が他の児童からいじめを受けているところを指導員が目撃した場合
- ・ いじめを受けた児童、あるいは誰かがいじめを受けたところを目撃した児童からの、あらゆる通報

(2) 誰に報告するか？

- ・ 児童は指導員の誰にでも、いじめ行為があることを報告できる
- ・ 報告があったのものは全て、主任に連絡されなければならない
- ・ 主任は、手続きに沿って調査を開始し、書面によって記録し、運営委員会に詳細を報告する（運営委員会が記録を保管）

(3) 誰がその後の事件処理を進めるか？

- ・ 主任が、指導員企画会議、指導員会議で、その対応を進める
- ・ 運営委員会は、主任の相談役となり、クラブ側としての対応に関与する

6、支援の手順

(1) いじめを受けた児童が受ける支援

- ・ 自分が受けたいじめ行為について、それが事実であるかどうか、また、その内容（いつ どこ だれ 内容と程度）の詳細について、主任による面接を受ける
- ・ 児童は、クラブからこれに対するサポートを受けることを保障される
- ・ クラブ側がどのような対処をしたか、報告を続けて聞くことが出来る
- ・ 児童の同意のもと、保護者にも報告がいく
- ・ 児童は、傷ついた心のケアを受けることが出来る
- ・ その後も、いじめを受けることがなくなったかどうか、引き続き確認されなければならない

(2) いじめ行為をした児童が受ける支援と指導

- ・ 報告のあったいじめ行為の情報について、それが事実であるかどうか、また、その内容（いつ どこで だれ 内容と程度）の詳細をについて主任による面接を受ける
- ・ 記録には、以前もその児童がいじめ行動に関与していたかどうかを、記さなければならない
- ・ 主任は、指導員企画会議等で、適切な児童への対応を始めなければならない
- ・ もしいじめ行為が事実であった場合、程度に応じて以下の手続きがなされる
 - ①いじめ行為に加わった全ての児童の保護者に対し、その事実が報告される
 - ②もし、その行為が続くようであれば、さらに厳しい結果として、出席停止、退会ということもあり得る
 - ③いじめ行為をした児童は、心のケアと指導が必要なため、保護者に対し、家庭での対応について協力を求める場合がある
- ・ 主任によって、その後の経過確認もなされなければならない

(3) いじめ行為を目撃した児童が受ける支援と指導

- ・ いじめ行為を目撃して報告に来た児童たちが、もし万一、それによって苦しい立場に追い込まれた場合、指導員は、彼らのした行動を高く評価し、励まし、サポートしなくてはならない
- ・ もし、いじめ行為を見ていながら、指導員に報告しなかったことが明らかになった場合、彼らは、友達のために行動を起こすべき責任があったことを、訓戒されなければならない
- ・ 以下の行為も、いじめ行為に参加したとし、その責任が大きく問われる
 - ① ただ見てただけで何も行動しない（傍観）
 - ② いじめが起きることを期待している（加担）
 - ③ いじめをあおりはやし立てたり助長したりする（扇動）

7、いじめ行為の記録について

主任は、いじめ行為として報告されたものについてはすべて、その概要を記録し、運営委員が閲覧できるよう、機密文書としてクラブに保管しておかなければならない

8、保護者に協力していただくこと

- (1) 子どもが苦しい状況に置かれていないか兆候に気をつける
例) 登校の拒否、繰り返し起こる頭痛・腹痛、学用品の紛失、
予期できない感情の爆発（キレる行為）や気分の変化
- (2) 子どもの友人関係や日常の社会生活に関心を持つ
- (3) もし困ったことがあったら保護者や指導員に相談するように、励ます
- (4) 仕返し（報復）はむなしく暴力行為の反復と助長でしかないことを、
子どもに教え、他の好ましい方法を子どもと一緒に考える
- (5) もし自分の子どもがいじめを受けていることがわかったら、主任又は副主任に連絡する

以上